~一歩進んだ企業活動、経営資源を磨く砥石として~

とちぎSDGs推進企業 登録制度

SDGsとは?

持続可能な開発目標(**S**ustainable **D**evelopment **G**oal**s**)とは、国連において2015年に採択され、ミレニアム開発目標(MDGs)の後継であり、国際社会が2030年までに「持続可能な社会を実現するための17の開発目標」です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題に対し、すべての関係者の取組が求められています。



「とちぎSDGs推進企業登録制度」とは?

SDGs達成に向けて意欲的な企業活動に取り組む 企業等がSDGsの取組を「環境」・「社会」・「経済」の 3側面で宣言した内容について登録する制度です。

SDGs達成に向けての取組を国内外に宣言しませんか?

このマークを使って P Rしませんか?

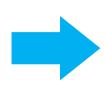


本制度に登録するメリット

- ✓ 御社の取組・宣言を県ホームページ等で P Rします!
- ✓ ホームページや名刺等にロゴマークを使用できます!







ブランドイメージの向上 販路拡大、経営リスクマネジメント 社会課題解決につながる新商品・新サービスの開発 など

とちぎSDGS推進企業登録制度の概要

対 象

栃木県内に本社又は支社を有し、県内において事業活動を行う企業、法人、 団体、個人事業主

登録要件 以下をいずれも満たすことが必要です

- (1) 「環境」・「社会」・「経済」の3側面の取組及び目標が設定されていること。
- (2) SDGs 達成に向け、既に取り組んでいる又は登録後に取り組む具体的な取組内容が記載されている こと。

宣言の作成に当たっては、以下のステップにより実施してください。

ステップ1

チェックリスト(様式第3号) に沿って、SDGs達成につながる 現在の取組、今後の取組を 検討 ステップ2

チェックリストの 43項目をセルフチェック ステップ3

SDGs達成に向けた 経営方針等、重点的な取組み 目標を「環境」「社会」「経済」の 3側面で宣言(様式第2号)

※SDGsは、企業等のすべての部署に関わるものです。

申請に際して、社員の皆様とともに、取組内容を検討いただくなど、工夫して進めてください。

提出先•提出方法•募集期間

下記ホームページより確認ください。申請書の提出はE-mailにてお願いします。 栃木県産業振興センター 新産業育成グループ

[HP] http://www.tochigi-iin.or.jp/index/15/



申請様式

<申請に係る様式一覧>

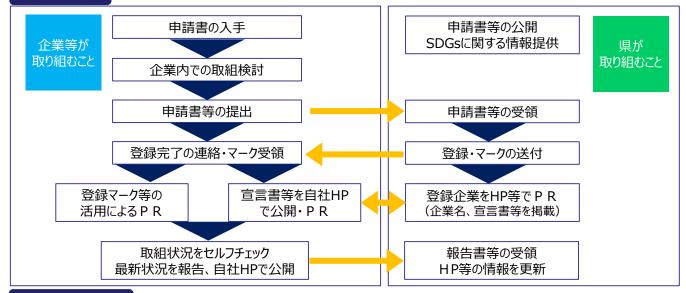
【様式第1号】とちぎSDGs推進企業(登録申請書・報告書)

【様式第2号】 SDGs達成に向けた宣言書

【様式第3号】 SDGs達成に向けた具体的な取組のチェックリスト

様式第1~3号を 全てご提出ください。

手続きの流れ



登録後の進捗管理

登録の日から1年が経過するごとに取組内容の振り返り・確認(セルフチェック)をしていただき、新たな取組の追加や取組内容の更新等を行って、上記の申請様式一式を提出してください。提出いただいた内容に基づき、登録(県ホームページ等)の掲載内容を更新し、発信・PRします。

【申請・掲載・更新に関するお問合せ先】

(公財)栃木県産業振興センター 産業振興部 新産業育成グループ

TEL: 028-670-2608 E-mail: sdgs_suishin@tochigi-iin.or.jp

、SDGsの概要についても掲載しています!/

【制度に関するお問合せ先】

TEL: 028-623-3203

栃木県 産業労働観光部 産業政策課 次世代産業創造室

E耒以束誅 次世代座耒剧垣至 E-mail:sangyoshinko@pref.tochigi.lg.jp

とちぎSDGs推進企業

検索